

調査の概要

1 調査の目的及び沿革

(1) 目的

事業所・企業統計調査は、我が国における事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所及び企業に関する基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

(2) 沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。調査は昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、56年以降は5年ごとに実施している。

中間年の平成元年及び6年には名簿整備調査を実施している。この中間年調査は、平成7年3月10日「統計行政の新中・長期構想」において、事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられ、平成11年及び16年に実施された。今回調査は本調査として実施され、簡易調査を含めて20回目にあたる。

2 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく事業所・企業統計調査規則(昭和56年総理府令第26号)による。

3 調査の期日

平成18年10月1日

4 調査の対象

調査日現在、東京都に所在するすべての事業所を対象としている。ただし、次に掲げる事業所は対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類の「大分類A-農業、B-林業、C-漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「大分類Q-サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「中分類83-その他の生活関連サービス業(小分類832 家事サービス業)」及び「中分類94-外国公務」に属する事業所
- (3) 次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。
 - ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち産業小分類「845 公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所
 - イ 家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

5 調査事業所の区切り方

事業所は、「経済活動が単一の経営主体のもとで、一定の場所(一区画)を占めて行われていること」が要件となっているので、原則として、「場所ごと」、「経営者ごと」に区切ってとらえた。ただし、「場所ごと」、「経営者ごと」には明瞭に区切りにくい場合は、経営諸帳簿の有無等によった。

なお、次に掲げる産業については、以下のような例外的な取扱いをした。

(1) 鉄道業

同一構内に、駅、車掌区、工事区、機関区、電力区などがある場合は、それぞれを別々の事業所として調査した。

ただし、駅、車掌区などの名称を持っていても、駅長、区長などの管理責任者が置かれていないものは、単独で1事業所とせず、そこを管理する責任者のいる事業所に含めて調査した。

(2) 学校

同一の学校法人に属するいくつかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同じ構内にある場合は、学校ごとにそれぞれ1事業所として調査した。

ただし、大学の大学院、高等学校の定時制過程などは、その大学、高等学校などに含めて調査した。

また、大学に併設されている病院、研究所などは、同一場所、同一経営者であっても、それぞれを1事業所として調査した。

(3) 建設業

建築現場や現場事務所は、それらを管理している建設会社の事業所に含めて調査した。

また、自営で大工、左官、塗装・屋根・配管・電気工事などを行っている場合も、その工事現場では調査せず、それらの工事を行う者の事務所又は自宅で調査した。

(4) 国及び地方公共団体の機関

ア 原則として、法令により独立の機関として設置されている機関を、それぞれ場所ごとに1事業所として調査した。

イ 原則として、事業所に所属する職員がいない場合は調査対象としないが、民営の事業所から派遣されている者のみで事業が行われている場合は、それぞれ場所ごとに1事業所として調査した。

ウ 議決機関は、その事務局を1事業所として調査した。

エ 地方自治法第180条の5に規定する委員会（教育委員会、選挙管理委員会など）は、他の執行機関とは別に、その事務局をそれぞれ場所ごとに1事業所として調査し、これらの委員会以外の執行機関は、その内部部局をまとめて、それぞれ場所ごとに1事業所として調査した。

オ 一般行政事務及び立法事務以外の業務を行っている機関は、一般行政事務又は立法事務を行う機関とは別に、それぞれ場所ごとにまとめて1事業所として調査した。

6 調査の種類

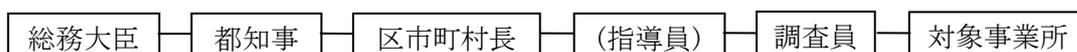
事業所・企業統計調査には甲調査及び乙調査の2種類がある。

なお、各調査の対象事業所の区分は次のとおりである。

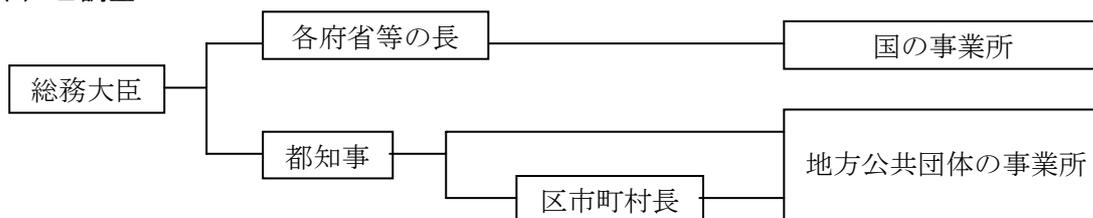
- ・甲調査 国及び地方公共団体の事業所以外の事業所
- ・乙調査 国及び地方公共団体の事業所

7 調査の系統

(1) 甲調査



(2) 乙調査



8 調査事項

(1) 甲調査（付録一付1 調査票甲様式を参照）

ア 全事業所に対する調査事項

- ① 事業所の名称及び電話番号
- ② 事業所の所在地
- ③ 経営組織
- ④ 本所・支所の別（株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社の支所・支社・支店の場合は本所・本社・本店の名称・所在地も）
- ⑤ 事業所の開設時期
- ⑥ 事業所の従業者数（男女別）
- ⑦ 事業所の事業の種類（「主な事業の種類」が「物品の製造・加工」、「卸売・小売」、「土木・建築工事」の場合は事業所の事業の業態も）
- ⑧ 事業所の形態（調査員記入事項）

イ 会社企業の単独事業所又は本所・本社・本店に対する調査事項

- ① 登記上の会社成立の年月
- ② 資本金等（資本金又は出資金・基金）の額及び外国資本比率
- ③ 親会社・子会社・関連会社の有無（親会社が国内にある場合は親会社の名称・所在地も）
- ④ 平成13年10月2日以降の会社の合併・分割等の状況
- ⑤ 電子商取引の状況

ウ 会社企業の本所・本社・本店に対する調査事項

- ① 支所・支社・支店の数
- ② 会社全体の常用雇用者数
- ③ 会社全体の主な事業の種類

(2) 乙調査（付録一付2 調査票乙様式を参照）

- ア 事業所（機関）の名称及び電話番号
- イ 事業所（機関）の所在地
- ウ 事業所（機関）の職員数（男女別）
- エ 事業所（機関）の事業の種類

9 用語の解説

(1) 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位であり、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ア 経済活動が単一の経営主体のもとで、一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- イ 物の生産や販売、サービスの提供が、人と設備を有して継続的に行われていること。

(2) 異動状況別事業所

ア 存続事業所

平成13年事業所・企業統計調査で把握された事業所で、平成18年10月1日にも存続している事業所をいう。

イ 新設事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日（平成13年10月1日）の翌日以降に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたもの等を含めた事業所をいう。

ウ 廃業事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以降に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したもの等を含めた事業所をいう。

(3) 経営組織

ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

① 会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、「外国の会社」とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本にその事務所などの所在地を登記したものをいう。ただし、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は外国の会社としない。

② 独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいう。

③ その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいう。例えば、財団法人、宗教法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、生活協同組合、農（漁）業協同組合、信用金庫、事業団・公団、特定非営利活動法人等をいう。

ウ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、後援会、同窓会、PTA、学会等をいう。

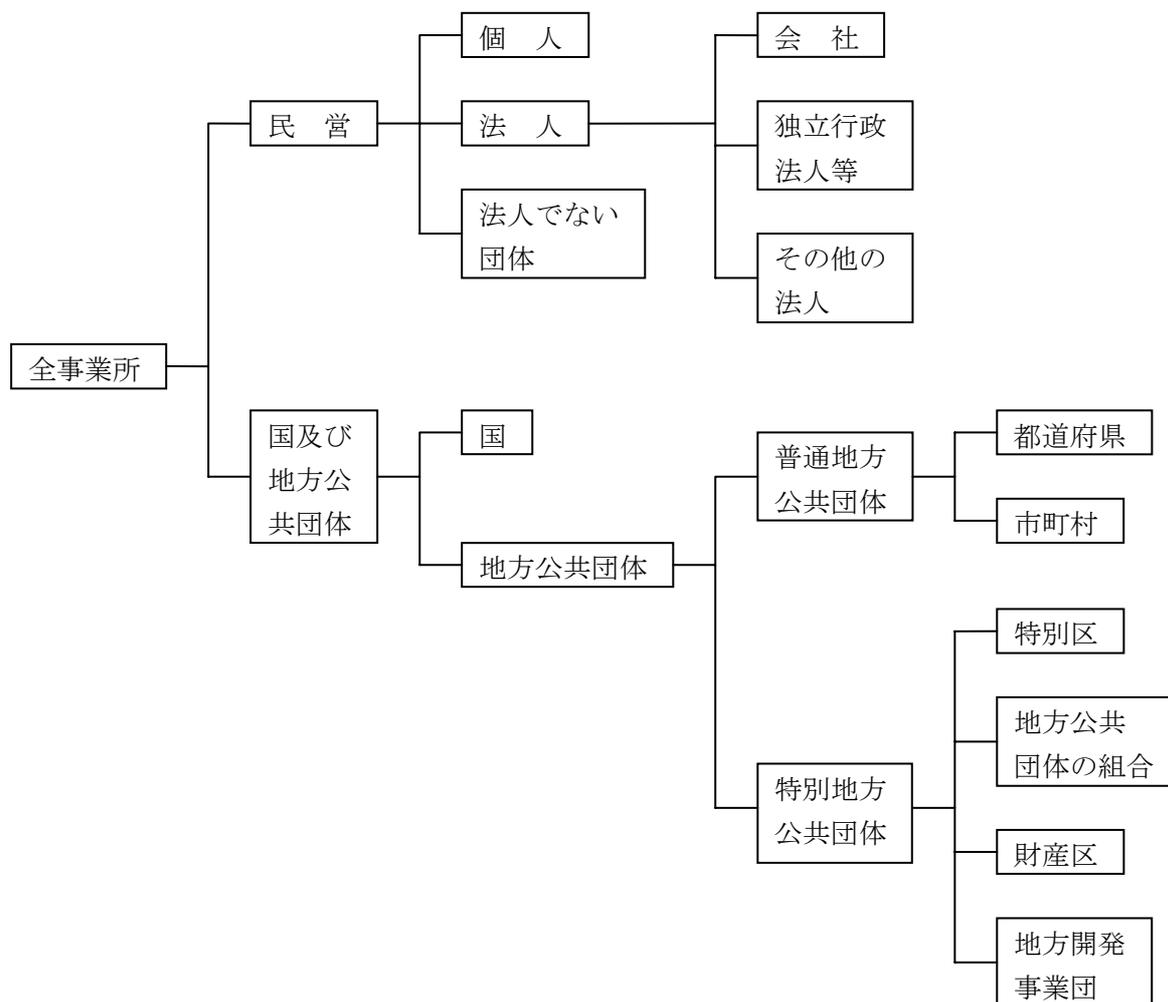
エ 国

国の事業所（機関）をいう。例えば、府、省、庁、委員会、地方支分部局等をいう。

オ 地方公共団体

都道府県及び区市町村の事業所（機関）、又は地方公共団体の組合、財産区等の事業所（機関）をいう。例えば、都道府県庁、区市役所、町村役場、都道府県や区市町村立の学校・図書館・病院・市場・保健所・保育所等をいう。

(経営組織の区分)



(4) 本所・支所の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所や支所を持たない事業所をいう。

イ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所があって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

ウ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

(5) 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

ただし、以下の場合には、その時を開設時期とした。

ア 事業所の所在地を移転したとき。ただし、同じ調査区内で移転した場合は従前のとおりとした。

イ 相続人以外の者が営業権を譲り受けたとき。

ウ 経営組織を変更したとき。ただし、組織変更の登記により経営組織を変更した場合を除く。

エ 会社その他の法人が新設（対等）合併したとき。

オ 会社その他の法人が他に吸収合併されたとき。ただし、吸収した側の事業所は従前のおりとした。

カ 会社その他の法人が分社・分割により新たに設立されたとき。ただし、分社・分割した側の事業所は従前のおりとした。

(6) 従業者

従業者とは、調査日現在、その事業所に所属する個人業主、無給の家族従業者、有給役員及び収入を得て働いている全ての雇用者（常用雇用者、臨時雇用者）をいう。別経営の事業所から派遣されているなど、その事業所から賃金・給与を支給されていない人（他からの派遣・下請従業者）は従業者に含めない。

ア 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。

エ 常用雇用者

従業者のうち、その事業所に常時雇用されている人をいう。「常時雇用されている人」とは、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成18年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

① 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

② 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

オ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

カ 他への派遣・下請従業者

従業者のうち、労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向などその事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

(7) 他からの派遣・下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながらその事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

(8) 事業従事者

その事業所で実際に働いている人をいう。「従業者」から「他への派遣・下請従業者」を除き、「他からの派遣・下請従業者」を加えて「事業従事者」としている。

(9) 産業分類

日本標準産業分類に準拠した「平成 18 年事業所・企業統計調査産業分類」に基づき、その事業所の主要な経済活動（第 1 順位）に着目して、主として次の基準で産業分類を決定している。（1 事業所 1 分類）

ア 事業所の産業は、その事業所で行っている主要な経済活動によって分類する。事業所が複数の異なった経済活動を行っている場合は、原則として過去 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いものによる。

イ 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって産業を分類し、設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって産業を決定する。

ウ 主として管理事務を行う本所、支所などの産業は、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一とする。また、子会社の管理を行う持株会社の産業は、主として管理事務を行う本所の場合に準じて、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一とする。

エ 自家用倉庫は、その倉庫を管理する事業所の産業と同一とする。

(10) 企業

ア 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所にその傘下の支所を含めた全体をいう。支所を持たない単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

イ 企業産業分類

企業の産業分類は、本社だけでなく支所、工場、営業所、出張所等を含めた企業全体の主な事業の種類に基づき決定する。

なお、分類区分は、事業所の分類区分と同一である。

(11) 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

(12) 親会社・子会社・関連会社

ア 親会社

当該会社の議決権を過半数所有している会社又は当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合に当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社のことをいう。

イ 子会社

当該会社が過半数の議決権を所有する会社、当該会社の子会社が過半数の議決権を所有する会社、当該会社及び子会社の合計で過半数の議決権を所有する会社、当該会社の連結財務諸表の連結の範囲に含まれる会社のことをいう。

ウ 関連する会社（議決権所有元）

当該会社に対して 20%以上 50%以下の議決権を直接所有している会社のことをいう。

エ 関連する会社（議決権所有先）

当該会社が 20%以上 50%以下の議決権を直接所有している会社のことをいう。

(13) 合併・分割等

ア 新設合併

二つ以上の会社のすべてが解散して合併し、新たに会社を設立した場合のことをいう。

イ 吸収合併

一つの会社が存続し、他の会社が解散して存続会社に吸収された場合のことをいう。

ウ 分社・分割

会社組織の一部を分離又は分割し、新たな会社として設立した場合のことをいう。

エ 移転

当該事業所が他の場所から現在の場所へ移転した場合のことをいう。

オ 正式名称変更

会社の正式名称（登記上の名称）を変更した場合のことをいう。

(14) 電子商取引

インターネット等のコンピュータネットワークを利用した商取引をいう。

ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれていない。

ア 受注

物品、サービス、配送（送信）、製造（製作）などの注文を受けることをいう。

イ 発注

物品、サービス、配送（送信）、製造（製作）などの注文を発することをいう。

ウ 配送等又はその手配

音楽、映像、メール新聞などのサービスの提供、物品の配送の手配をすることをいう。

エ アフターサービス等その他

アフターサービスなど、上記の受注、発注、配送等又はその手配のいずれにも含まれない電子商取引のことをいう。

10 本報告で刊行する報告書の概要

今回刊行する3編の報告書の概要は、次のとおりである。

(1) 事業所編

東京都の事業所の実態を明らかにすることを目的として、産業小分類、経営組織別等の事業所数及び男女別従業者数等を集計した統計表を掲載している。

(2) 会社企業編

東京都の会社企業の実態を明らかにすることを目的として、企業産業小分類、資本金階級、単独・本所別等の会社企業数及び従業者数等を集計した統計表を掲載している。

(3) 町丁目編

東京都内各区市町村の町丁目別に実態を明らかにすることを目的として、産業大分類別の事業所数及び従業者数等を集計した統計表を掲載している。